

ヘーゲルの概念論における類概念の刷新と性差

岡崎 佑香 (Yuka Okazaki)

立命館大学専門研究員／日本学術振興会特別研究員 PD

『論理学 第二編 主観的論理学あるいは概念論』（一八一六年）は、G. W. F. ヘーゲル (Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, 1770-1831) の主著の一つであり、また論理学はその哲学体系の核心であるにもかかわらず、従来のフェミニズム批評において最も問い直されることの少ない著作であり続けている。

しかし、わたしたちが『論理学』を看過し続けるならば、ヘーゲルの性差論を理解するための決定的な論点を取り逃がしてしまうかもしれない。というのも、たとえば、一八一八／一九年の法哲学講義において、「それら〔両性〕の区別は概念によって措定される」(GW 26-1, 291) と述べているように、ヘーゲルにとって、性差とはいわゆる「セックス (生物学的性差)」や「ジェンダー」に還元されるものではなく、『論理学』の主題であるところの概念による区別であることがしばしば強調されているからである。

そこで、本報告では、とりわけその判断論に着目しながら、ヘーゲルの『論理学』概念論における性差の内実を明らかにしたい。たしかにヘーゲルは『論理学』判断論において性差を明示的に論じてはいないが、このことはヘーゲルにとって性差と判断とが無関係であることを意味しない。というのも、たとえば、『ハイデルベルク・エンツュクロペディー』（一八一七年）論理学において、「(.....) 概念を根源的に分割する判断とは、主体の、一つの他なる主体との関係、すなわち性差 *Geschlechtsdifferenz* である」(GW 13, 102) と述べられているように、性差は判断と明確に結びつけられているからである。第二版・第三版『エンツュクロペディー』（一八二七・一八三〇年）論理学にも同様の記述が確認できるだけでなく (GW 19, 170; GW 20, 220)、前者の自然哲学においてはさらに「類のなかで自分自身を見出す個別性の選言は、性差である」(GW 19, 277) と記されている。これらの記述から、ヘーゲルが性差を、判断との関連で——より正確には選言判断との関連で——捉えていることが示唆される。以上の点を鑑みて、本報告では『論理学』生命論に加え、その判断論を主たる考察対象としながら、ヘーゲルの性差論の解明を行う。

本報告の議論は、次のように進められる。はじめに、ヘーゲルの判断論が伝統的な判断論に対する批判ないし乗り越えを企図するものであったことを確認する。これをふまえて、つぎに、「必然性の判断」(定言判断、仮言判断、そして選言判断) をめぐる議論を検討することで、ヘーゲルが新たに提案した概念の類種関係の内実を明らかにする。そして、最後に、『論理学』生命論とそれに対応する『エンツュクロペディ』の動物の有機体論にまで検討対象を広げることで、ヘーゲルにおける概念の類種関係の取り扱いと性差との関連を考察する。以上を通じて、ヘーゲルは概念の類種関係の伝統的な捉え方を刷新したことを示しつつ、その性差論の意義と問題点を指摘したい。

GW: Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, *Gesammelte Werke*, Hamburg: Felix Meiner, 1968ff.